

令和7年11月 定例農業委員会議事録

1 開催日時及び場所

開催日時 令和7年11月10日(月) 午後2時00分から午後2時30分
場 所 市役所4階 庁議室

2 委員

(1)農業委員会委員総数 14名

(2)農業委員会委員の出席 11名

赤坂 雄司 大和屋 君子 家次 幸雄 藤原 定嗣 町谷 敏一 南 昇一

石垣 一郎 勝間 富士男 戸野 武彦 川野 博信 北庄司 博文

(3)農業委員会委員の欠席 3名

南河 武 丹治 正美 射手矢 豊光

(4)農地利用最適化推進委員総数 7名

(5)農地利用最適化推進委員の出席 5名

藤本 明彦 重里 文男 道幸 誠一 奥 和弥 立石 義信

(6)農地利用最適化推進委員の欠席 2名

阪本 寿和 野出 良之

3 議事説明員

次長 服部 一也 係長 井上 亮 係員 尾崎 大友

4 議案

報告 第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について

報告 第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(所有権移転)について

報告 第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(賃借権設定)について

報告 第29号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について

報告 第30号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

議案 第17号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請(所有権移転)について

可決

議案 第18号 農用地利用集積等促進計画の要請について

可決

議長

それでは、只今より11月の定例農業委員会を開会させていただきます。農業委員定数14名中、出席委員11名、推進委員7名中 出席委員5名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立しております。議事に先立ち、本会議の議事録署名委員2名を私より指名することについて、異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議がないようですので、6番、藤原委員 7 番、町谷委員のご両名にお願いします。 それでは、本日の議事日程を事務局よりお願いします。

事務局 議事日程を読み上げ

議 長

では、日程第1 報告第 26 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について 事務局より報告お願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。 続いて 日程第 2 報告第 27 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出(所有権移転)について、事務局より報告お願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議 長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

石垣 委員

大した話ではないですが、資材置場で転用するのは構わないですが、全体の開発が行われるまで放置されて、草が生えているので草刈りなどの管理をするように指導してもらえないでしょう

か。

事務局

承知しました。この件についても後日、業者に伝えておきます。また、今後、資材置場の転用の際は、受付時に指導するようにいたします。

議長

他にございませんか。

議長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて、日程第3 報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出(賃借権設定)について 事務局より報告お願ひします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて、日程第4 報告第29号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について 事務局より報告お願ひします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

(議案書を朗読し、報告した。)

以上でございます。

議長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて、日程第5 報告第30号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて 事務局より報告お願ひします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

報告 第30号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

次の取下げ申請について、泉佐野市農業委員会事務処理規程第4条の規定により専決で受理したので報告いたします。

番号1 地番 日根野●●●●番●

地目 登記:田 現況:田 面積:●●●m²

譲受人 日根野●●●●番地 ●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●

譲渡人 日根野●●●●番地 ●● ●●

転用目的: 露天駐車場

取消の理由 農地の所有者による耕作目的の農業用施設に該当しないため

取消に至るまでの経緯と不許可の詳細を申し上げます。

当初申請を受けた時点では、許可ができる可能性があるものとして事務手続きを進め、7月の定例会に議案を上程させて頂きました。理由として、農地法的には、農業用施設用地に農業施設を設置するため、農地法第5条第2項のただし書きにより、許可の見込みがあると考えたためです。しかしながら、農業委員会が許可相当とした場合、農業会議の審議会を受けるため、事前に大阪府農業会議に説明、相談したところ、許可ができるか大阪府に問い合わせる旨のことになりました。大阪府もまた国に問い合わせたところ、近畿農政局から、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第一条に規定する農業用施設は、主としてその生産者又はその生産者の構成する団体が管理利用する施設でないものは、耕作又は養蓄のために必要な農業用施設には該当しない」とのことから「許可不適当」との回答を得ましたので、その旨を譲渡人に報告し、取り下げに至ったものです。

以上でございます。

議長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。それでは、日程第6 議案 第17号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請(所有権移転)について、を議題といたします。それではお願ひします。

事務局

議案第17号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請(所有権移転)につきまして、説明します。議案資料の1.2ページを合わせてごらん願います。

番号1 物件の表示 泉佐野市長滝●●●●番●●
地目は 畑 面積は ●●●m²
転用目的 露天資材置場

譲受人は、大阪市福島区玉川●丁目●●番●●号
株式会社 ●●●●●● 代表取締役 ●●●●
譲渡人は、泉佐野市日根野●●●●番地 ●● ●●

申請地は、JR日根野駅から西550mにあります。

譲受人は、セメント、生コンクリート及び各種建設土木資材の販売等を営む法人で、事業拡大に伴い、既存資材置場が手狭になったため、隣接する申請地に露天資材置場を整備するものです。

農地区分は、農地法施行規則第45条第1項第2号の規定により、市街化が見込まれる区域で、おおむね500m以内にJR日根野駅があるため、第2種農地と判断しております。

第2種農地ですが、隣接地であり、且つ、既存施設面積(2,596.29m²)の2分の1を超ませんので、例外的に許可しうるものと判断しております。

露店資材置場には、セメントサイロ8本、サイロホース120本等を保管する予定です。

大阪府から開発に該当しない旨の証明が交付されております。

地元土地改良区からは、特に意見はありませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長

ただいまの件について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、本件は報告どおり決定し、大阪府農業会議に諮問いたします。続いて、日程第7 議案第18号 農用地利用集積等促進計画の要請について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

まず、議案第18号の審議に入る前に、前回こちらの議案で審議しました議案第16号の「農用地利用集積等促進計画の要請について」の番号3の、貸手が日根野の●●●、借手が日根野の株式会社●●●●で貸借をされた日根野3筆につきまして、借手より、地域計画変更申出書が提出されたため、農林水産課から担い手の変更ということで、農業委員会に地域計画変更における意見聴取がございました。3筆について、新たな担い手を目標地図に位置づけするための農業上の利用における地域計画変更について、地域農業の担い手の確保・育成、農地の集約化、地域の農地利用の将来像の明確化の観点から、農業委員会として、異議なしと認めたことをこの場で報告させていただきます。

では、議案に戻りまして、第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請してよろしいか。

今回、対象案件は2件です。番号1は、以前に、利用権設定を行っていましたが、期限が切れたために貸借継続を行う案件ですが、番号2は新規での貸借案件となります。みどり公社での手続きについては全て新規設定となります。

大阪府みどり公社とは事前協議が行われたので、農業委員会で審議を行い、大阪府みどり公社に要請いたします。

なお、番号2は家次委員に関係する案件ですので、規定により、審議には参与できません。その際、家次委員には退出いただきます。よって、この議案については、2回に分けて、1と2について審議を進めたいと思います。

番号1

設定人(貸手) 日根野●●●番地の● ● ● ●

被設定人(借手) 大阪市住之江区南港●●丁目●●番●●号(●●●) ● ● ●

設定する土地は 日根野●●●番 地目は田です。面積●●●m²です。

期間は R8年1月1日～R17年12月31日で、10年です。使用貸借権です。

先月まで利用権で、日根野●●●●番 ●●●m²を借りて耕作していました。水ナスや菊菜など野菜を栽培していました。以前よりハウスのある農地を探しており、先月の10月19日で、利用権の期間が満了したため、今回、当該農地を貸借して水ナスを作付けする予定です。

農業従事者は本人含めて2名、年間従事日数は240日、農機具はトラクター1台、軽トラ1台、動力噴霧器1台を所有しています。借手の住所が大阪市内ですが、実家が熊取町にあり、そこから通作しています。また、大阪府版の認定農業者です。

番号1について、被設定人が耕作を行うための農用地全てを効率的に利用し、耕作を行い、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の農用地利用集積等促進計画に係る認可要件をすべて満たしていると考えます。本件について、ご審議賜りますようお願いします。

議長

では、まず番号1について、御意見・異議等はございませんでしょうか。
(「なし」という発声)

議長

意見がないようですので、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。それでは、番号2の議題に入ります。家次委員には退出願います。

(家次委員退出)

事務局

番号2

設定人 南中安松●●●●番地 1筆目は、●● ●●(持分 1/2) ・ ●● ●●(持分 1/2) 2筆目は●● ●●、 3筆目は、●● ● (持分 2/3) ・ ●● ●● (持分 1/3)
所有となります。

被設定人は 全て 中町●丁目●番●号 ●● ●●

設定する土地は 南中安松 ●●●番 面積:●●●m²、●●●番 面積:●,●●●m²、●●●番 面積:●,●●●m²、すべて 地目は田です。

R8年1月1日～R12年12月31日の期間で、5年、賃借権で 利用権設定は過去にはありません。

被設定人の農業従事日数は270日。現在、耕作面積は約6,900m²、農機具はトラクター2台、苗定植機2台、耕耘機、田植機、コンバインを所有しています。従事者は1名で、現在、枝豆、ブロッコリー、キャベツ、春菊、ホウレンソウなどを栽培しています。

番号2について、被設定人が耕作を行うための農用地全てを効率的に利用し、耕作を行い、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の農用地利用集積等促進計画に係る認可要件をすべて満たしていると考えます。本件について、ご審議賜りますようお願いします。

議長

事務局の説明は以上のとおりですが、御意見・異議等はございませんでしょうか。

(「なし」という発声)

議長

意見がないようですので、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

(家次委員入室)

本日の議案審議、すべて終了いたしました。これをもちまして、11月定例農業委員会を閉会します。それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

議事録署名人 令和 年 月 日

令和 年 月 日

令和 年 月 日
